

2 医療保険

医療保険には、勤務先で加入する健康保険と、住んでいる市町で加入する国民健康保険等があります。雇用された勤務条件のため、健康保険に加入できなかった外国人であって、中長期在留や特別永住などの方で厚生労働大臣が定める在留資格のある方は、国民健康保険が適用されます。

医療保険の仕組みや手続、給付の種類、請求、支払いなどについては各担当窓口にご相談してください。

(1) 医療保険制度の概要

① 国民健康保険

A	届出手続き	届出を必要とする本人が属する世帯の世帯主が、住所のある市区町の国民健康保険担当課で届出手続きをします。
B	届出必要事項	出国、転入・転出、健康保険加入・脱退、出産、死亡、住所・氏名・国籍・世帯主変更、被保険者証紛失、等
C	被保険者証	1人1枚のカード様式により交付されます（カード様式でない場合は、1世帯に1枚の様式のものを交付。）保険診療を受ける際に提示してください。
D	保険料（税）	世帯主が世帯における国保加入者の人数と収入に応じて支払います。公的年金から天引きされない方は、納付書で支払う方法と、口座振替で支払う方法とがあります。

② 健康保険

A	加入手続き	適用事業所で、国籍、年齢、給料の多少に関係なく常時使用される人を採用した場合、その事業主が社会保険事務所（又は健康保険組合）に届け出ます。
B	届出必要事項	事業主（退職、死亡、氏名変更、被保険者証の紛失、等）がそれぞれの必要事項を届け出ます。
C	被保険者証	被保険者、被扶養者それぞれ1人に1枚カード様式のものが交付されます（一部カード化になっていない、健康保険組合もあります）。 保険診療を受ける際に提示してください。

D	保険料	被保険者の報酬の額に応じて事業主と被保険者が折半で負担し、事業主が事業主負担分と被保険者負担分を合わせた保険料を被保険者に納付します。
E	任意継続被保険者 (退職後の任意加入)	健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人が退職した場合には、引き続き2年間は個人で健康保険に加入することができます。申し込みは退職後20日以内に加入していた健康保険組合に申請を行います。 なお、保険料は全額自己負担です。

③ 後期高齢者医療保険

A	対象者	75歳以上の方。(75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。) 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方。
B	届出必要事項	出国、転入・転出、死亡、住所・氏名・国籍変更、被保険者証紛失、等
C	被保険者証	1人につき1枚交付されます。 保険診療を受ける際に提示してください。
D	保険料	個人ごとに、所得に応じて支払います。公的年金から天引きされない方は、納付書で支払う方法と、口座振替で支払う方法とがあります。

(2) 国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療保険の給付の種類

①	療養の給付	<p>病気やけが(健康保険では、仕事での病気、けがは除かれます。)をしたとき医療費の自己負担分を支払うことにより、必要な治療が受けられます。</p> <p>自己負担割合は、健康保険加入者及びその家族(被扶養者)は30%、70歳以上は20%^{*1}(一定以上所得者は30%)、6歳未満^{*2}は20%で、国民健康保険加入者も同様です。後期高齢者医療被保険者は10%(一定以上所得者は30%)になります。</p> <p>自己負担分を除いた残りの医療費は、国民健康保険、健康保険又は後期高齢者医療保険から支払われます。</p> <p>^{*1}誕生日が1944年4月2日以前で一定以上所得者でない人は10%</p> <p>^{*2}6歳に達する日以後の最初の3月31日以前</p>
---	-------	---

②	<p>療養費</p> <p>やむを得ない事情で保険医療機関で保険診察を受けることができず、自費で受診したときなどの特別な場合に医療費の標準料金から一部負担金を除いた額が払い戻しされます。(コルセット、生血液の輸血、柔道整復師等の施術、非保険医による診察、被保険者証を提示しない受診、等)</p>
③	<p>高額療養費</p> <p>1ヶ月に医療機関等に支払った自己負担額が一定の金額を超えたとき、その超えた部分が被保険者の請求により払い戻される制度です。</p>
④	<p>出産育児一時金 (家族出産育児一時金)</p> <p>被保険者又はその被扶養者が、妊娠4ヶ月(85日)以上で出産したとき、1児ごとに40万4千円が支給されます。(産科医療補償制度[*]に加入している分娩機関で分娩した場合は42万円)</p> <p>[*]産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入する制度です。</p>
⑤	<p>葬祭費 ※健康保険を除く</p> <p>被保険者が死亡したときは、葬祭を行った人に対して一定の葬祭費が支給されます。</p>
⑥	<p>埋葬料(費)(家族埋葬料) ※健康保険のみ</p> <p>被保険者が死亡したときは、埋葬を行なった家族に5万円、死亡した被保険者に家族がいない時は、埋葬を行った人に埋葬料(5万円)の範囲内で、埋葬にかかった費用が、また、被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として5万円が被保険者に支給されます。</p>
⑦	<p>出産手当金 ※健康保険のみ</p> <p>被保険者が出産のため会社を休み、事業主から給料が受けられないとき欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。(出産(予定)日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の翌日以後56日の範囲内。)</p>
⑧	<p>傷病手当金 ※健康保険のみ</p> <p>被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から給料を受けられない場合に、欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。(病気やけがで休んだ期間のうち(4日目)から起算して1年6か月間の範囲。)</p>
⑨	<p>その他</p> <p>入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費 等</p>

保険の種類	問い合わせ先
国民健康保険	市区町役場
健康保険	協会けんぽ・健康保険組合
後期高齢者医療保険	市区町役場・後期高齢者医療広域連合